

憲法公布60年

昭和20年8月に戦争が終結し、昭和21年11月3日、新しい憲法が公布されました。

現在の日本国憲法です。それまでの憲法とは違い、①主権者は国民であること②基本的人権を尊重すること③国際平和を追求することが明確に記載されています。さらに、地方自治についても保障しています。

このように国民は日本国憲法によってさまざまな権利を保障されています。また、地方公共団体(市町村など)も同様に尊重されることとなっています。

今年、日本国憲法が公布されてから60年の節目の年です。暮らしのさまざまなところで憲法が活かされるよう、あらためて憲法を見つめなおしてみましょう。

◆公民館は祝日が 休館になります

今まで地区公民館の休館日は、月曜日と祝日の次の日(その日が土曜日や日曜日の場合は火曜日)および第3日曜日となっていました。平成18年度からは月曜日と祝日および第3日曜日とさせていただきます。

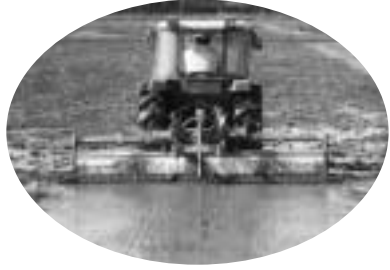
各地区公民館の休館日は地区公民館の館報でお知らせします。ご利用いただくときには、お間違えのないようにご注意ください。

◆布引斎苑は第1水曜日が 休苑になります

布引斎苑の休苑日は、毎月第1月曜日となっていました。4月からは、毎月第1水曜日に変更になりました。なお、これまでどおり1月1日(祝)は休みです。

農家の皆さんへ 代かき作業で、 濁水を流さないでください

毎年4月から5月にかけて、代かき作業が集中し、田んぼの濁り水が河川に流れ込み、琵琶湖の水が汚れ、環境問題となっています。水を汚さないよう、次のことに気をつけて作業をお願いします。



- ◆あぜ塗りやあぜシートで確実に水モレを防ぎましょう。
- ◆水を入れる前に排水口に止水板などを設置しましょう。
- ◆水持ちの悪い水田ではあぜ周りから代かきをしましょう。
- ◆代かき後はすみやかに田植えをしましょう。

健康推進員を募集しています

保健センターでは、地域の健康づくりのために活躍していただける健康推進員を募集しています。健康推進員は「私たちの健康は私たちの手で」をキャッチフレーズに、地域において自らが健康生活の実践者となり、健康に関する情報の発信役として健康づくりを広めることを目的に活動されています。

【対象】

健康づくりに関心のある方で、平成18年度健康推進員養成講座(全12回)を受けることができる方
※講座修了後、健康推進員として活動していただきます。

【申し込み】

区長さんを通じて、保健センターにお申し込みいただくか、直接保健センターまでご連絡ください。



【締め切り】 4月21日(金)まで

※詳しくは保健センターまでお問い合わせください。

◆問い合わせ先
保健センター

☎ 6574 有線 7777



緑の募金にご協力ください

— 森林は私たちのかけがいのない財産です —